

特定行政書士法定研修は 制度の未来への試金石

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、
日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した
行政書士(特定行政書士)は、行政不服申立てに係る
手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「特定行政書士」が付記されます。

特定行政書士になろう！



講義科目

行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点、
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点、
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論、
特定行政書士の倫理、総まとめ

「プレ研修」は日行連ホームページで公開中！

- 申込期間：平成28年5月2日[月]～5月31日[火]
- 研修期間：平成28年7月～10月上旬
- 考 査 日：平成28年10月23日[日]

※詳細は月刊「日本行政」5月号掲載の「平成28年度特定行政書士
法定研修募集要項」及び日行連ホームページ「特定行政書士
特設サイト」をご覧ください。



日本行政書士会連合会



行政茨城

5

2016
No.226

発行所 茨城県行政書士会 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル5階)
<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>